



しゅうがくえんじょせいど

就学援助制度について (お知らせ)

座間市では、お子さんが等しく勉強できるように経済的理由でお困りの方に対して学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。この援助制度を希望される方は申請書に必要事項を記入し、該当理由を証明する書類を添付のうえ、お子さんが在学する学校又は学校教育課へ提出してください。

令和元年度に就学援助を受けていた方も令和2年度引き続き就学援助を希望される場合は、申請が必要です。

1 対象者

市内の小学校及び中学校又は国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍する児童・生徒の保護者で、次の要件を満たしていると認められた方です。

2 援助を受けられる目安

①生活保護を受けている方

修学旅行費と医療費が援助対象となります。該当者には別途書面にて通知します。

②児童扶養手当を受給している方（所得上限、審査があります。）

お子さんと生計を一にする世帯全員の合計所得額により認定されない場合があります。

③経済状態が生活保護世帯に準ずる程度と認められる方（所得上限、審査があります。）

例) 持ち家で下表の人数及び年齢だった場合のおおよその合計所得額です。

人数	構成 (例) (令和2年4月1日現在の満年齢)	☆目安となる年間合計所得上限額
2人	保護者30歳・子7歳	約192万円
3人	保護者34歳・子9歳・5歳	約240万円
4人	父43歳・母40歳・子13歳・10歳	約330万円
5人	父36歳・母34歳 子11歳・8歳・4歳	約363万円

年間合計所得額は、お子さんと生計を一にする世帯全員の、令和元年中の所得等の合計額です。認定の結果は、人数、年齢及び家賃の有無等により異なります。この金額の範囲内であっても対象とならないことがあります。あくまでも目安としてください。

☆目安となる年間合計所得上限額を知りたい方は、座間市教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

※生計を一にする世帯全員とは、次の①～③に該当する方全員です。

- ① 住民票に記載されている。
- ② 単身赴任、病気療養などのやむを得ない事情があり一時的に別居している保護者。
- ③ 別居しているが、生活の基盤となる仕送りを行っている。

3 提出書類

- ①就学援助申請書兼委任状・口座振込依頼書（必要事項を全て記入、捺印したもの。）
- ②振込先金融機関の通帳の支店名・口座番号・名義欄のコピー
（キャッシュカードのコピーでは、必要な情報を十分に確認できない場合があります。）
- ③証明書類（下表1～5に該当する方はご提出ください。）

（添付する証明書類のコピーは各自で、予めご用意ください。）

証明書類が必要な方	証明書類
1. 賃貸住宅に居住し家賃の支払いをしている。	○民間住宅⇒契約書等のコピー ○公営住宅⇒納付通知書等のコピー ※契約者名、家賃額、契約期間が記載されている必要があります。添付されていない場合、認定基準には加算されません。 公営住宅の納付通知書は現年度のものを提出してください。過年度のものでは加算されないため、提出時に揃わない場合は、揃い次第追加でご提出ください。
2. 令和2年1月2日（木）以降に座間市に転入した。	次のいずれか1つ（所得がある方全員の分が必要です。） ①令和元年分確定申告書(控)又は市県民税申告書(控)のコピー ②令和2年度課税(又は非課税)証明書類のコピー ※令和2年1月1日（水）現在、住民登録していた市区町村で、おおむね6月1日（月）以降発行されます。
3. 単身赴任又は別居等で座間市外に住民登録をしている。	③マイナンバー同意書（他市区町村の課税情報を閲覧） ※令和2年1月1日（水）現在、住民登録していた市区町村が保有する課税情報を閲覧することについての同意書を提出すれば、①又は②の提出は不要です。同意書は学校教育課で配付しますので、事前にご連絡ください。
4. 現在、失業している。	離職証明書又は雇用保険受給資格者証のコピー
5. 令和元年分の所得について令和2年3月16日（月）以降に申告した。	令和元年分確定申告書又は令和2年度市県民税申告書のコピー

※お子さんが小学校と中学校の両方に在学しているときは、申請書は学校ごとに作成してください。この場合、証明書類は中学生の申請書にのみ添付してください。

※認定審査は、お子さんと生計を一にする世帯全員の令和元年中の所得により審査します。そのため、同一世帯内に所得等の申告をしていない方がいる場合は、審査ができませんので所得の有無にかかわらず、申請する前に税務署又は市役所市民税課で申告をお済ませください。

4 提出期間 令和2年4月6日（月）～5月8日（金）

5月8日（金）までに受け付けをした申請については、**4月分から交付対象**となります。

5月11日（月）以降は随時受け付けますが、**申請の翌月分から交付対象**となります。

（例：5月11日（月）申請⇒6月分から交付対象
6月11日（木）申請⇒7月分から交付対象）

※証明書類が間に合わない場合は、申請書及び通帳のコピーを先に提出してください。

この場合の証明書類は、令和2年6月10日（水）（消印有効）までに、証明書の余白に学校名・学年・児童生徒氏名を記入し、座間市教育委員会学校教育課に提出してください。

最終受付日は、令和3年2月26日（金）です。

5 提出先

- ①お子さんが在学している小学校又は中学校
- ②座間市教育委員会学校教育課窓口（市役所5階）
- ③郵送（5月8日（金）消印有効）**送付先：座間市教育委員会学校教育課**

6 援助の決定及び通知

援助の決定及び通知については、7月下旬までに郵送で通知する予定です。

7 援助の内容

振込先：保護者又は学校長の指定する口座へ振込みます。

(交付額・時期は変更になる場合があります。)

対象経費	対象者	年間交付額 (限度額)				交付時期
		小学校		中学校		
学用品費	1年生	1回 3,840円	計 11,520円	1回 7,510円	計 22,510円	8月
		2回 3,840円		2回 7,500円		12月
		3回 3,840円		3回 7,500円		3月
学用品費 通学用品費	他 の 学 年	1回 4,590円	計 13,770円	1回 8,260円	計 24,760円	8月
		2回 4,590円		2回 8,250円		12月
		3回 4,590円		3回 8,250円		3月
学校給食費	全学年	実費 (栗原小)		実費 (ミルク、選択式給食)		8, 12, 3月
		実費 (栗原小以外)				8月 (2学期以降毎月)
新入学学用品費	1年生	50,600円 <small>※他市区町村で入学準備金を受給していない方に限ります。</small>		57,400円 <small>※入学準備金を受給していない方に限ります。</small>		8月 (4月認定者)
中学校入学準備金※1	6年生	57,400円				3月
修学旅行費	参加者	実費 (限度額 21,670円)		実費 (限度額 60,300円)		春実施 8月 秋実施 12月
校外活動費 キャンプ等	参加者	1,580円		2,290円		12月
		実費 (限度額 3,650円)		実費 (限度額 6,150円)		
体育実技用具費	該当者			座間市教育委員会学校教育課で配付		授業開始前
医療費	学校の定期健康診断で、次の疾病と診断され学校において治療の指示を受けた場合に医療券を発行 (※アレルギー性・アトピー性の疾病は援助の対象外です。) <ul style="list-style-type: none"> ・トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯寄生虫病 (虫卵保有含む) ※別の手続きが必要です。詳しくは、担当へお問い合わせください。					

※1 中学校入学準備金について

市では、就学援助の認定を受けた今年度小学6年生の保護者を対象に、中学校入学準備金を令和3年3月末に支給します。これは、中学校入学後に支給していた、新入学学用品費に代わるもので、中学校入学に関わる準備費用の一部を援助するためのものです。

【支給対象】

令和3年3月1日時点において就学援助の認定を受け、令和3年4月に座間市立中学校、国立中学校または神奈川県立中等教育学校 (前期課程) に入学予定の小学6年生の保護者

※就学援助の認定を受けているが、転出や私立中学校入学等のため入学準備金受給対象にならない場合は、**辞退届**の提出が必要になります。

※辞退届は学校教育課窓口へ持参または郵送で提出してください。

※辞退届の様式は学校教育課窓口で配付またはホームページからダウンロードできます。

※裏面の注意事項もご確認ください。

キ リ ト リ

《送付先・問い合わせ先》(切手を貼って郵送してください。)

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市教育委員会 学校教育課 行

☎046-252-8739 (直通)



8 その他（注意事項）

申請書は、市内小中学校又は座間市教育委員会学校教育課で配付します。

令和2年2月下旬に、座間市ホームページからもダウンロードできます。

- ①教育長が住民基本台帳及び市民税課税台帳を閲覧することについて、同意が必要です。申請書はこのことの同意書を兼ねています。
- ②教育長が公的扶助（児童扶養手当等）の受給状況を照会することについて、同意が必要です。申請書はこのことの同意書を兼ねています。
- ③申請書及び添付書類に不備があった場合は、教育長が確認等を行うことがあります。なお、規定する日までに補正が行われなかった場合は、就学援助の申請を辞退したものととして扱うことがあります。（申請者欄の署名・捺印、通帳のコピーの添付等不備が無いが、再度提出前に確認してください。）
- ④添付書類は、このお知らせに記載されているものの他に、教育長が審査に必要な書類の提出を求めることがあります。
- ⑤認定された場合、対象経費は原則として保護者の口座に振込みます。ただし、必要に応じて対象経費の受領及び返納の権限を学校長に委任することがあります。申請書はこのことについての委任状を兼ねています。
- ⑥認定前に、学校で集金されるものは通常通りお支払ください。
- ⑦学用品費は定額で、学校の教材費として集金される額とは異なります。年3回（8月、12月、3月）交付します。
- ⑧給食費については次のとおり交付します。
 - 【小学校】4～7月分は8月に交付し、2学期以降は学校長口座へ振込みます。
 - 【中学校】年3回（8月、12月、3月）交付します。
 - 【栗原小】年3回（8月、12月、3月）交付します。
- ⑨入学準備金について、注意事項は次のとおりです。
 - 次のいずれかに該当したときには、入学準備金を返還していただきます。
 - ・入学準備金受給後から中学校へ入学する前に座間市外へ転出した場合
 - ・新年度4月に座間市立中学校、国立中学校または神奈川県立中等教育学校（前期課程）に入学しなかった場合
 - 小学6年生で受給できる入学準備金と中学1年生で受給できる新入学学用品費を重複して受給することはできません。
 - 他市区町村で既に入学準備金（入学準備金に準ずるものを含む。）を受給している場合は支給対象外です。
- ⑩申請内容に変更（氏名、世帯の構成内容、口座情報等）が生じた場合は、速やかに届出てください。
- ⑪毎年度申請が必要ですのでご注意ください。（毎年4月受付開始）

※申請をする方は、就学援助制度の確認および問い合わせの際に、この「お知らせ」を使用するので、捨てないようにしてください。

事務担当：座間市教育委員会 学校教育課

☎046-252-8739（直通）

